



期日前・不在者投票の時間と場所	
陸前高田市役所 (1階市民交流スペース)	7月4日(金)～19日(土) 午前8時30分～午後8時
アバッセたかたパブリックスペース	7月14日(月)～19日(土) 午前9時～午後7時

※不在者投票に関する手続きについては、陸前高田市役所（1階市民交流スペース）のみでの対応となります。

求することもできます。直接または郵便で投票用紙を請求してください。本人の意思に基づき代理人が請求することもできます。

### 不在者投票について

出稼ぎや出張などのため、ほかの市町村に長期滞在している人で、投票日に本市において投票できない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

不在者投票をする場合は、

郵便などで投票する場合は、事前に郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する際は、その証明書を添えて行わなければなりません。

投票用紙の請求は、投票日の4日前(7月16日)までに行う必要があります。証明書には有効期限がありますので、期限が切れてい

## 7月20日(日)に投票所に行けない人は 期日前投票 不在者投票 を忘れずに

### 期日前投票について

投票日当日、仕事や病氣、旅行や用事などで投票所に行けない人は、期日前投票を行うことができます。

※投票する時点でまだ17歳の人で7月20日(日)までに18歳になる人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

### 病院などに入院(所)している人は

不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、その施設で不在者投票ができますので、入院(所)している施設に確認してください。

### 身体に障がいのある人は

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険の要介護認定を受けている人で、その障がい(要介護)の程度が一定の基準にあてはまる人は、郵便などによる不在者投票ができます。

### タクシー券の利用

車などを所有しておらず、投票所までの移動が困難な人などは、入場券に同封して送付しているタクシー券を利用することができます。

タクシー券は、片道につき500円を市が助成しますので、差額分についてお支払いください。

なお、タクシー券については、期日前投票所および当日投票所のいずれに行く場合でも使用できません。

### 郵便等による不在者投票ができる人

区 分	障害(要介護)の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	2級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	3級以上
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	
介護保険被保険者証の要介護状態区分	要介護5	

大事な投票、忘れずに！



# 第27回 参議院議員通常選挙

## 7月20日(日) 午前7時～午後6時投票

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7月20日(日)に行われます。投票は、午前7時から午後6時まで、市内12カ所の投票所で行われます。あなたの大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

### 投票できる人は

今回の選挙で投票できる人は、本市に居住している満18歳以上の人(平成19年7月21日以前に生まれた人)です。

ほかの市町村から転入してきた場合、令和7年4月2日(水)までに転入の手続きを済ませ、引き続き居住していることが必要です。

市内で転居した人で、6月17日(火)以降に転居の届け出をした人は、転居前住所地の投票所での投票になります。

### 入場券を忘れずに

入場券は、7月3日(木)以降に郵便で皆さんのお手元に届く予定です。

入場券には氏名や住所、投票所などが記載されています。届いたらすぐに記載内容を確認し、間違っているところがあった場合は、選挙管理委員会まで連絡してください。

入場券は、投票日まで大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。

なお、入場券を紛失した場合や、入場券がない(届かない)場合でも、本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

### 投票所一覧

投票区	投票場所	投票区の区域(行政区)
高田第1	陸前高田市役所 (1階市民交流スペース)	高田町第6区、7区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、17区、18区、19区
高田第2	高田地区コミュニティセンター (市コミュニティホール)	高田町第1区、2区、3区、4区、5区、8区、16区
気仙第1	今泉地区コミュニティセンター	気仙町第1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区
気仙第2	漁村センター (長部地区コミュニティセンター)	気仙町第8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区
広田	広田地区コミュニティセンター	広田町全域
小友	小友地区コミュニティセンター	小友町全域
米崎	自然環境活用センター (米崎地区コミュニティセンター)	米崎町全域
矢作第1	矢作多目的研修センター (矢作地区コミュニティセンター)	矢作町第8区、9区、10区、11区、15区、16区
矢作第2	下矢作多目的研修センター (下矢作地区コミュニティセンター)	矢作町第1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区
矢作第3	生出多目的集会センター (生出地区コミュニティセンター)	矢作町第12区、13区、14区
竹駒	定住促進センター (竹駒地区コミュニティセンター)	竹駒町全域
横田	地域資源活用総合交流促進施設 (川の駅よこた)	横田町全域